

## 第7章 地震災害復旧計画

### 第1節 災害復旧・災害復興の基本方針

#### 第1項 基本方針

#### 第1項 基本方針

##### 1. 基本方針

現在の科学技術では、災害が発生する前にその規模、発生時期及び場所を予測したり、災害を防止することは困難であり、したがって、一たび大規模な災害が発生した場合には、多大な人命及び財産を失うことも十分想像される場所である。

こうした場合に最も急務とされるのは、甚大な災害により住み慣れた住居や財産を失った被災者の生活の再建であることから、対策としては被災者の生活再建を基本に、次に掲げる事項に留意しながら、関係機関と連携して迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

- (1) 被災者が安心して日常生活を送れるよう、生活の早期安定のためのきめ細かな支援を行う。
- (2) 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、またはさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合は、これに基づき、復興計画を作成する。
- (3) 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。